

大分県人権尊重施策基本方針 目次

2020（令和2）年4月

第1章 基本方針改定にあたって	
Ⅰ 改定の背景と経過	156
Ⅱ 基本方針の性格	157
Ⅲ 基本方針の視点	158
1 人権尊重社会づくりの基本理念（人権条例第2条）	158
2 人権尊重社会づくりを担う行政の基本とするもの	160
第2章 人権をめぐる社会の取組	
Ⅰ 国際社会（国連）の取組	161
Ⅱ 国内の取組	163
Ⅲ 県内の取組	166
第3章 人権をめぐる県民の意識	
Ⅰ 平成30年度「人権に関する県民意識調査」の概要	168
Ⅱ 調査結果の特徴	168
第4章 人権尊重施策の総合的な推進	
Ⅰ 人権教育・啓発の推進	179
1 あらゆる場における教育・啓発の推進	179
（1）家庭や地域社会における教育・啓発の推進	179
（2）学校や認定こども園、幼稚園・保育所における 教育・啓発の推進	181
（3）企業・団体における教育・啓発の推進	184
（4）特定職業従事者に対する教育・啓発の推進	186
2 推進環境の整備	190
（1）人材の養成と活用	190
（2）教材の整備と活用	191
（3）プログラムの開発	192
（4）情報提供システムの充実	193
（5）国・市町村との連携	194
（6）NPOとの協働	195
Ⅱ 相談・支援・権利擁護の推進	195

第5章 様々な分野における人権行政の推進

I	部落差別問題	199
II	女性の人権問題	210
III	子どもの人権問題	219
IV	高齢者の人権問題	228
V	障がい者の人権問題	234
VI	外国人の人権問題	242
VII	医療をめぐる人権問題	247
VIII	性的少数者の人権問題	250
IX	様々な人権問題	253
1	犯罪被害者やその家族の人権問題	253
2	プライバシー権の保護	255
3	ネット社会の人権問題	258
4	その他の人権問題	259

第6章 基本方針の推進方策

I	県の推進方策	261
II	関係団体との連携と県民との協働	261
III	方針の推進期間と見直し	262

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標（SDGs=SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS）は、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットから構成されます。

大分県では人権尊重社会の実現に向け、特に目標4と目標5、目標10を達成するための取組を推進していくこととしています。

第1章 基本方針改定にあたって

大分県では、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、大分県人権尊重社会づくり推進条例（以下「人権条例」という。）を2009年（平成21年）4月に施行しました。

人権条例では、人権尊重の社会づくりに関して、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するための人権尊重施策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定することを定めています。

基本方針は人権条例の規定に基づき、県民の意見を聴き、大分県人権尊重社会づくり推進審議会の審議を経て2010年（平成22年）に策定、2015年（平成27年）に改定しました。

今回は、前回の改定から5年が経過し、人権を取り巻く状況が変化していることなどを踏まえ、さらに新たな人権問題に対処するため改定するものです。

改定の主な内容は、前回改定以降の人権に関する法律や条例、計画等の内容を盛り込むほか、これまで「様々な人権問題」としていたセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人権問題について、昨今、性的少数者への社会的関心が高まり、これまで以上に性的少数者への偏見の解消や配慮への取組が求められていることから「性的少数者の人権問題」を新たに重要課題の一つとして位置づけることとしました。

I 改定の背景と経過

- 2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（教育・啓発法）」が施行されました。教育・啓発法第5条には、人権教育・啓発を推進するための施策を策定・実施することが地方公共団体の責務であると定められています。

この規定に基づき、県では、2005年（平成17年）1月に「大分県人権施

策基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、「教育・啓発」及び「相談・支援・権利擁護」に取り組み、人権施策を総合的に推進してきました。

- さらに、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、世界人権宣言が国連総会で採択されて60周年の記念の年にあたる2008年(平成20年)12月に「人権条例」を制定し、人権条例に基づき、2010年(平成22年)に、基本計画を継承しつつ、これまでの成果と新たな課題を踏まえた「基本方針」を策定しました。また、基本方針の具体化の方策として、その実施に関する計画を定めた大分県人権尊重施策基本方針実施計画(以下「実施計画」という。)を策定し、人権尊重施策を積極的、体系的、計画的に推進してきました。
- しかしながら、女性、子ども、高齢者等に対する暴力、虐待事件は増加傾向にあり、インターネットによる人権侵害や性的少数者の人権問題など、人権を取り巻く情勢は複雑・多様化しています。
- このような中、2016年(平成28年)に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」の3つの法律が施行されるなど、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。
- 県では、このような情勢を鑑み、また、2018年(平成30年)に実施した人権に関する県民意識調査の結果を踏まえ、さらに人権が尊重される社会づくりの取組を推進するため、基本方針の見直しを行うこととしました。

II 基本方針の性格

- (1) 教育・啓発法、また、部落差別解消推進法など人権に関する法令及び人権条例に基づく本県の人権尊重社会づくりを総合的に推進するための方針です。

- (2) 2005年（平成17年）に策定した基本計画を継承しつつ、これまでの成果と新たな課題を踏まえた方針です。
- (3) 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」を勘案するとともに、「大分県長期総合計画 安心・活力・発展プラン2015」や県の各分野における人権に関する基本計画との整合性を図っています。
- (4) 基本方針には、人権条例第7条第2項各号の規定に基づき、人権教育・人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策の方針、相談・苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の方針及び*1社会的弱者に係る人権の諸課題に関する取組の方針並びに人権が尊重される社会づくりを推進するために必要な事項を定めます。

Ⅲ 基本方針の視点

1 人権尊重社会づくりの基本理念（人権条例第2条）

「自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会」、「差別や不合理な較差の解消に取り組む社会」及び「一人ひとりの多様な生き方を共に支え合う社会」を実現することを基本理念としています。

(1) 自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会

すべての人は自分らしく幸せに生きる権利を持っています。一人ひとりが自分の個性や可能性を尊重し、生きるということを他者との関係のなかで捉え、自己の存在を確かめ、自信を持って自己表現し、自分らしく生きる自己実現を図ることができる社会づくりが重要です。

そのためには、人権について正しく理解し、すべての人の人権を相互に尊重し合い、自他の人権を補強していくことが必要です。

(2) 差別や不合理な較差の解消に向けて取り組む社会

社会には、人を見下し排除しようとする心理（いわゆる差別意識）や

*1 社会的弱者に係る人権の諸課題 = 基本計画の重要課題の分野は、「同和問題・女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・医療・様々な人権」の8分野としているが、基本方針もこの区分に準じて人権問題の重要課題とする。

その意識に基づく差別発言・差別行為、これらの結果として生じる不合理な較差があります。さらに、2006年（平成18年）に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」では、従来の排除の理論だけでなく、支援を必要とする障がい者に適切な支援を行わないこと（合理的配慮の否定）も差別とされ、差別の概念が拡大されています。

こうした較差の解消に向けた様々な取組が行われてきましたが、今なお解消されていません。部落差別や固定的な性別役割分担に基づく女性への差別的な処遇、障がい者や高齢者に対する就労面での排除など、多くの不合理な較差があります。こうした差別意識や差別行為、不合理な較差は、過去の差別的な制度や取扱いが積み重ねられた結果であるとして、差別の解消に取り組んできました。

人権尊重社会を確立するためには、差別の解消に取り組むことは基本的な課題です。特に社会制度や慣習に起因する差別については、県民の理解を深めて、解消に向けた取組を進める必要があります。また、障がい者などの社会的弱者が社会的に平等な地位を手に入れるためには当事者の努力だけでなく、社会の側も社会環境の整備や調整などの合理的配慮が必要となります。

(3) 一人ひとりの多様な生き方を共に支え合う社会

少子・高齢化やライフスタイルの多様化が進む現在、皆で子どもや若者を育成し、年齢や障がいの有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」を実現することが重要です。今後とも「共生社会」の実現に向け、社会のあらゆる分野で*1「ユニバーサルデザイン」や*2「バリアフリー」の取組を進める必要があります。

*1「ユニバーサルデザイン」＝年齢や性別、障がい、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、最初からすべての人が利用しやすく、そしてすべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

*2「バリアフリー」＝段差などの物理的な障壁（バリア）をはじめ、高齢者や障がい者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。

2 人権尊重社会づくりを担う行政の基本とするもの

(1) 人権行政の確立

県や市町村など地方公共団体の業務は、県内に暮らす住民や県を行き交う人々の人権に深く関わっています。地方公共団体のすべての職員が、人権を十分理解して行政サービスを提供する必要があります。人権尊重社会を確立するためには、人権の尊重を基調として業務に取り組む「人権行政」を一人ひとりの職員が担うことが求められています。人権行政を担うためには、人権を具体化し保障する次の4つの視点で業務を行うことが必要です。

- ① 部落差別問題をはじめとする人権にかかる重要課題について、社会の理解を広める。
- ② 重要課題についての差別や不合理な較差を解消する。
- ③ 重要課題の当事者や関係者の権利を拡大し、擁護する。
- ④ 重要課題の当事者の社会参加や交流を促進する。

(2) 人権施策の総合的な推進

行政施策の中で、人権文化を構築し人権尊重の社会づくりを進める施策が人権施策です。人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、人権問題に関する相談、重要課題の当事者・関係者の支援や権利擁護など様々な人権施策を総合的に進めることが求められます。地方公共団体のすべての職員がそれぞれの業務の中に人権施策を取り込み、多種多様な人権施策がより積極的に進められるよう取り組みます。

第2章 人権をめぐる社会の取組

I 国際社会（国連）の取組

- 国際連合（国連）は、国際連合憲章第1条で人権及び基本的自由の尊重を国連の目的の一つとして掲げ、1948年（昭和23年）に世界人権宣言を採択し、「人権の尊重は世界の自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」ことを明らかにしました。
- 以来、様々な*1人権に関する国際条約を採択し、*「国際年」や*「国際10年」を設け、*人権に関する国際会議を開催し、国際社会に共同の取組を求めました。特に1994年（平成6年）世界人権宣言に示された権利や自由の促進のためには人権教育が不可欠であるとの考えの下、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「*2人権教育のための国連10年」（以下「国連10年」という。）とする決議を採択し、国連行動計画を発表しました。
- その後、引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界プログラム」が採択され、その第1フェーズ（2005年～2009年）として初等教育及び中等教育における人権教育を重点にした行動計画、第2フェーズ（2010年～2014年）として、高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権教育を重点とした行動計画、第3フェーズ（2015年～2019年）として、メディア関係者、ジャーナリストを重点とした行動計画が示されました。さらに、第4フェーズ（2020年～2024年）は、第1フェーズから第3フェーズの取組の一層の強化や

1 人権に関する国際条約・「国際年」・*「国際10年」・*人権に関する国際会議＝資料編参照

*2 人権教育のための国連10年＝1995年（平成7年）～2004年（平成16年）。1994年（平成6年）の国連総会で決議され、国連行動計画が発表された。国連の計画では、人権侵害を受けている社会集団を分類して人権問題の重要課題を整理したこと、人権保障に実効のある職業集団を定めて特別に教育すること、人権文化（人権を尊重する意識を高め、態度を示し、行動すること）の構築を目的とすること、国際人権基準の普及を図ること、広報を重視すること、態度形成の手法を普及すること、などが示されている。

若者を重点とした行動計画が示されるとともに「*3持続可能な開発目標 (SDGs)」の*4目標4.7と連携させることとしています。国連は、「国連システム」といわれる加盟国とNGO・個人が共同・連携する手法で、国際社会の様々な人権課題に取り組んでいます。

- また、2005年（平成17年）3月、アナン事務総長の報告書「より大きな自由」が発表されました。この報告書の中でアナン事務総長は国連活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連を踏まえて、国連の全ての活動で人権の視点を強化する考え「人権の主流化」を提唱しました。この提唱を受け国連特別首脳会合で「人権の主流化」の重要性を再確認し、2006年（平成18年）3月にこれまでの人権委員会に替えて、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために国連人権理事会を創設したほか、人権高等弁務官事務所の機能強化など人権を最優先の考慮事項とする取組が進められています。

国際社会の取組

年	国際社会（国連）の取組	取組要旨
1948(昭和23)年 12月	「世界人権宣言」採択	「人権尊重は世界の自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」
1994(平成6)年 12月	「人権教育のための国連10年」行動計画 (1995～2004)	人権教育の積極的推進
X	人権教育のための世界プログラム 第1フェーズ（2005～2009）	重点：初等・中等教育における人権教育
	〃	重点：高等教育、公務員、法執行者、 軍隊への人権教育
	〃	重点：第1、2フェーズの取組強化、 メディア、ジャーナリストへの人権教育
	〃	重点：第1～3フェーズの取組強化、 若者への人権教育、「持続可能な開発目 標（SDGs）」の目標4.7との連携
2005(平成17)年 3月	アナン事務総長報告書「より大きな自由」発表	国連全ての活動で人権の視点強化「人権の主流化」提唱
2006(平成18)年 3月	国連人権理事会創設	国連が世界の人権問題により効率的に対処、人権高等弁務官事務所の機能強化等 人権を最優先の考慮事項とする取組

II 国内の取組

- わが国では1947年（昭和22年）に「基本的人権の尊重」を基本原則とする日本国憲法が施行されました。同年に児童福祉法が施行され、福祉関係制度の整備が始まりました。1969年（昭和44年）には、わが国最初の総合的な人権施策となる同和対策事業特別措置法が施行されました。
- また、1956年（昭和31年）には国連に加入し、これまで「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」など14の人権関係条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際年」の取組を行いながら国際的な人権保障の潮流に沿う方向で人権施策の充実・普及を図ってきました。1997年（平成9年）には、「国連10年」国内行動計画を策定・公表しました。
- 人権擁護施策推進法により設置された人権擁護推進審議会の「人権教育・啓発の推進に関する答申」を踏まえ、2000年（平成12年）に「教育・啓発法」が制定されました。また、同審議会は、2001年（平成13年）5月に人権救済に関する答申を行い、人権侵害に係る被害者救済の制度化が求められています。
- 一方、2000年（平成12年）には「児童の虐待防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が制定され、2001年（平成13年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、2005年（平成17年）には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」、「犯罪被害者等基本法」、2008年（平成20年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定など、新たな人権課

*3 持続可能な開発目標（SDGs）=2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットから構成される。17の目標には「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」や「ジェンダー（社会的性別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（自分で決定し、行動できる能力を身につけること）を図る」等がある。

*4 目標4.7=SDGsの目標4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」のうちのターゲットの1つ。「2030年までに持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得するようにする」ことが掲げられている。

題に取り組むための制度化が進められました。

- また、2008年（平成20年）の国際的な金融危機に端を発した世界同時不況により、多くの派遣労働者が離職を余儀なくされると同時に住居も失う事態に陥り、憲法第25条の「生存権」の保障が社会問題化し、雇用の在り方や第二のセーフティネットを見直す契機となりました。
- 2013年（平成25年）には、「生活困窮者自立支援法」が制定され、生活保護に至っていない生活困窮者の包括的な相談支援をはじめ、住宅確保給付金や就労支援等が制度化されたほか、「いじめ防止対策推進法」や「障害者差別解消法」の成立、「障害者の権利に関する条約」の批准等、人権問題の改善のための制度的な枠組みが整えられるとともに、2014年（平成26年）1月には子どもの貧困問題の深刻化に伴い「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。
- また、2016年（平成28年）には、差別を解消するため、4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。さらに、2019年（令和元年）5月に、アイヌ民族の諸課題に対応するための「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されるとともに、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が一部改正され、パワーハラスメントの防止対策が法制化されました。6月には、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉法等が一部改正される等、人権尊重社会実現に向けた取組が進んでいます。

国内の取組

年	国内の取組	取組要旨
1947(昭和22)年	「日本国憲法」施行	「基本的人権の尊重」を基本原則
	「児童福祉法」施行	福祉関係制度の整備
1956(昭和31)年	国連加入	
1969(昭和44)年	「同和対策事業特別措置法」施行	国内最初の総合的な人権施策
1979(昭和54)年	国際人権規約（社会権、自由権）批准	
1995(平成7)年	人種差別撤廃条約批准	
1997(平成9)年	「国連10年」国内行動計画策定・公表	
2000(平成12)年	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
	児童の虐待防止等に関する法律（児童虐待防止法）	
2001(平成13)年	人権救済に関する人権擁護推進審議会答申	人権侵害に係る被害者救済制度の制度化
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）	
2005(平成17)年	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）	新たな人権課題に取り組むための法整備
	犯罪被害者基本法	
2008(平成20)年	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	
2013(平成25)年	生活困窮者自立支援法	生活困窮者の包括的な相談支援・住宅確保給付金・就労支援等の制度化
	いじめ防止対策推進法	人権問題の改善のための制度的な枠組み
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立（H28施行）	
	「障害者の権利に関する条約」批准	
2014(平成26)年	子どもの貧困対策の推進に関する法律	
2016(平成28)年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	個別の人権問題の解決に向けた法整備
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	
	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	
2019(令和元)年	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	
	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」一部改正	パワーハラスメントの防止対策法制化
	児童福祉法等の一部改正	児童虐待防止対策の強化

Ⅲ 県内の取組

- 本県でも、これまで部落差別問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる人権、さまざまな人権の個別分野ごとに、それぞれの課題解決のために各種施策に取り組んできました。
- 本県における総合的な人権施策は、『「人権教育のための国連10年」大分県行動計画』（以下「県行動計画」という。）の取組が挙げられます。国連10年が採択され、国が国内行動計画を策定したことを受け、県は1998年（平成10年）3月に県行動計画を策定し、教育・啓発をはじめとする取組を行ってきました。
- 国連10年の取組は2004年（平成16年）12月までに期限が終了することや、教育・啓発法で地方公共団体の責務が規定されたことを踏まえ、2004年（平成16年）7月には「県行動計画」期間満了後に係る人権施策の基本的方向の検討とそれに対する意見や提案を行う「大分県人権尊重社会づくり推進審議会」（以下「審議会」という。）を設置しました。
- 2003年（平成15年）9月に「人権問題に関する県民意識調査」を実施し、この調査結果や審議会の意見を踏まえて、人権施策を総合的に推進するため2005年（平成17年）1月に大分県人権施策推進本部を設置し、基本計画を策定しました。さらに、以後の5年間を目標期間とし基本計画を具体化するための実施計画、人権施策推進本部の取組について単年度ごとの進捗管理を行う「職務推進行動計画」、教材整備指針等の各種指針及び市町村への推進要請基準となるガイドラインを策定し、人権を尊重する社会の確立を目指した取組を行いました。
- また、このような取組を踏まえ、2008年（平成20年）12月には、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、「人権条例」を制定し、2009年（平成21年）4月に施行しました。
- これまでの基本計画、実施計画、職務推進行動を整理し、2010年（平成22年）には、人権条例に基づき、基本計画を継承しつつ、これまでの成果

と新たな課題を踏まえた基本方針及び基本方針を具体化するための実施計画（平成22年度～平成26年度）を策定、2015年（平成27年）に基本方針の改定、実施計画の再策定（平成27年度～平成31年度）を行い、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進してきました。

県内の取組

年	県内の取組	取組要旨
1998(平成10)年 3月	国連10年「大分県行動計画」	人権教育・啓発をはじめとする取組
2003(平成15)年 9月	「人権に関する県民意識調査」実施	
2004(平成16)年 7月	「大分県人権尊重社会づくり推進審議会」設置	「県行動計画」後の人権施策基本 的方針検討、意見提案
2005(平成17)年 1月	「大分県人権施策推進本部」設置	基本計画・実施計画・職務推進行 動計画・各種指針・市町村ガイド ライン等策定
2008(平成20)年 12月	「大分県人権尊重社会づくり推進条例」策定	
2010(平成22)年	人権尊重施策基本方針・実施計画（H22～26年）策定	人権が尊重される社会づくりを総合的に推進
2015(平成27)年	人権尊重施策基本方針改定・実施計画（H27～31年）策定	